

明治期における建設業の発祥と 会計意識についての考察

高橋 伸子

- I. はじめに
- II. 商法による会社計算規定
 - 1. 1890年（明治23）の公布に至る経緯
 - 2. 法典論争
 - 3. 1899年（明治32）新商法制定
- III. 明治期における建設業の発祥とその変遷
 - 1. 工事施工方式の変遷と請負業の発祥
 - 2. 生業意識から経営意識に至る変遷
 - 3. 会計法制定による市場の改革
 - 4. 建設業界の三大問題
- IV. おわりに

I. はじめに

世界経済の規模が拡張し、それに伴って国境を超える資金調達活動もまた拡大してきたことから、財務情報の比較可能性、透明性の確保のためにグローバルな会計基準に対する需要が増大している。このような状況下、IASB（国際会計基準審議会）が中心となり、国際会計基準と各国の会計基準との統合を実現させようとしている。この会計の国際的調和化は、すでに回避不可能な流れとなっているが、一方においてはこの流れを懸念する見方がある。それは、米英の主導によって国際機関を通じた会計基準が設定され、各国独自の経済状況・会計制度の発達に関わらずそれを受け入れなければならないとしたら、会計が本来の目的を達成するように機能するのかという問題による。

一般的に言い換えれば、状況からの要請により外在の制度を取り入

れたとしても、内在的な慣習・慣行等の影響により、結果的には実効性のない制度となる場合がありうるということになる。このようにある目的を達成するためにデザインされた制度が、本来の機能を果たさない場合、制度は変革されていくか、または何らかのシステムによって補完されていく。それでは日本の会計制度において、このような制度と慣習・慣行等との背反はどういった形で生じる可能性があり、制度本来の機能を果たすためにはどのような調整が行われうるのだろうか。後進資本主義国であった日本において制度としての会計は、社会構造の中でどのような役割を担い、どのような形でその役割を果たしてきているのか、また果たし得なかった場合は如何なる理由によったものであったのかを時間軸を追って検討していきたい。

会計という企業の経営内容の計数的把握システムが、社会構造の中でどのように要請され、制度として形作られてきたのか、組織内部ではそのようなシステムの自生的な必要性は、どの段階でおこってきたのか、そういった組織内部での必要性と組織外部で形作られた制度には、どのような不整合が発生し、その問題に対しては制度をどのように改訂または補完することで調整・解決が図られてきたのか、または不整合は何らかの理由により無視され、実務上で調整されたのだろうか。それらの検討を建設業という特定産業における会計に限定して行いたい。

建設業における会計を検討したい理由は、建設業が日本的特色を有することと、業種別会計制度により規定されていることの2点にある。日本の建設業は、慣習・慣行等が経営を規定する度合が大きく、最も日本的なローカルな産業の一つといわれている。また、公共工事への依存度の高さから、政治との強い結びつきを持っており、需要と供給の関係に前近代的な一面を色濃く残している。建設業がこのような日本的特色を有しているということは、会計が制度として整備、定着していく過程にみられる日本の特質を捉えることを可能にするのではないかと考えた。他方、完成品市場ではなく、受注産業であるという産業特性により、建設業を規定する会計制度は、業種別会計

として制定されている。この一般業種を規定する会計制度から派生した業種別会計の制度化までの過程、またその後の変遷をみることにより、組織内部と外部との会計に対する要請と乖離またその調整を、より明確化して検討できるのではないかと考えた。

建設業を規定する現在の会計制度は、戦後復興期において形成されていった¹⁾。しかし、日本の産業政策を巡る会計制度を辿る場合に、戦後復興期からの検討のみで、実態経済の中での会計制度の機能について十分な考察が出来るだろうかという疑問があった。日本において近代経済への移行の発端は、明治期にその端緒を辿れる。その時点から現在の経済体制へと発展するまでに、個別産業群は社会的コンテクストの中、どのような政策の上に、どのような制度によって規定され発展してきたのかについての日本の特殊性を探るには、明治期に遡って検討する必要があるのではないかと考えた。戦後急速な発展を遂げて行く建設業を規定する会計制度の検討については、まず資本主義経済への移行期である明治期まで遡り、当時の社会の枠組の中でどういった発展段階を辿り、会計制度を必要とする近代経営へと移行していったのかについてみていきたい。

後進資本主義国として出発した日本は、政府による保護育成により、産業の近代化を図った。明治初期からの殖産興業政策に則った政府主導の産業群は、早い段階から様々な規制を受けており、その中で会計報告の義務付けも規制のひとつとして制定され、各企業の経営状態を計数によって具現化するという役割を担っていた²⁾。それらの政府主導の企業群により、国としての資本蓄積が行われ、社会資本の整備に向けられてきた。その社会資本の整備を実質的に担っていた建設業は、当時の政府の産業政策からみれば、いわば派生的な産業だったことが窺える。建設業に対しての統制、規制の必要性はどのように発生し、それに対する会計の役割はどう考えられてきたのだろうか。

本稿では明治期に焦点を絞り、建設業を取り巻く経営環境、またその中で会計規定がどのような役割を果たして行ったのかをみていくことにより、初期の建設業会計についての考察を行いたい。ここではま

ず、Ⅱ. 会計の制度化が行われた明治商法の制定までの変遷を確認し、次にⅢ. 当時の社会構造の中で一産業として確立していった建設業を巡る状況を見ていき、その上で、建設業における組織の内部、また外部を取り巻く環境からの会計システムによる企業経営内容の具現化の要請の萌芽を考察していきたい。

Ⅱ. 商法による会社計算規定

先進資本主義国では生産の発展に伴う形で経済の諸制度が整備されていったが、明治期に後進資本主義国としてスタートした日本においては、制度の発展段階は異なっていた。先進資本主義国と対抗するためには、経済の諸制度に先導的役割を持たせ、その援助と刺激により生産の発展を誘導するという展開を取らざるを得なかったのである³⁾。

商法は会社に関する規定であり、封建社会の慣習が根強く残る明治期においては資本主義を根付かせる役割を持っていたと考えられる。商法の制定が、実態的な資本主義化への誘導を狙っていたならば、その中の会計規定は経営の近代化に対してどのような意味を有したのか、またどういった問題点が指摘されてきたのかについて確認していきたい。

ここでは明治期商法の制定までの過程について1. 1890年（明治23）の公布に至る経緯で、当時の商法に対する要請とその目的について、2. 法典論争で商法施行の延期の要請について、特に会計規定に関する当時の言及、3. 1899年（明治32）新商法制定で、制定までの経緯と特に修正された会計規定についてそれぞれみていき、商法制定に関する当時の実情について若干の考察を行いたい。

1. 1890年（明治23）の公布に至る経緯

明治黎明期における日本は、通商上の優位を占めようとする先進資本主義各国と、関税自主権の喪失と治外法権の承認を含んだいわゆる不平等条約を締結した。一方の関税自主権の喪失は、自国産業の保護

育成による貿易の促進や自国の財政収入の確保を妨げることで、経済発展に悪影響を及ぼした。また治外法権は、商取引上の事項をも含めた争訟で、外国人には有利であるが日本人には不利な判決をもたらした。このように著しく日本に不利である条約を改正することは、先進資本主義諸国との落差を縮め、対等の経済社会体制を確立するための最重要課題であった。先進資本主義国と同様の社会システムが整備されていることを示すためにも、法典編纂は条約改正の不可欠の前提であり、殖産興業の手段として近代資本主義的法体制の整備が必要だったのである⁴⁾。法典編纂は、このように条約改正と密接な関連をもっていた。

1890年（明治23）に公布された日本初の商法典は、ドイツ人ヘルマン・ロesslerにより1881年（明治14）に起草が開始され、1884年（明治17）に脱稿した⁵⁾。この草案は、当時の日本の商業の旧慣習と断絶したものであった。その内容としてはフランス商法典、ドイツ一般商法典だけでなく、イギリス法や、アメリカ法が参酌されている⁶⁾。その理由は一つには「日本ノ商業及ヒ物産上確實ニシテ完全ナル基則アラシメ」るためであり、二つには「日本人民ノ商業及ヒ物産上ノ力ヲシテ世界中各通商国ト平等ノ地位ヲ得セシメントスル」ためであった⁷⁾。当時の日本では様々な分野に亘り旧慣習が支配しており、法制度の整備が無かったがため諸外国に対して治外法権を認めざるを得ない状況であり、これを解消し同等な立場で経済社会運営をするには、一気に国際的に通用する法整備を行わなければならない、という考え方がその内容の基礎となっている。

1886年（明治19）以降条約改正が具体化し、それとの関連においてこのロesslerの草案をもとにして、商法典編纂が急速に進められ、その結果1890年（明治23）4月に商法を公布し、1891年（明治24）から施行することに定められた。

このような経緯により日本初の体系的な商法典が成立した。

2. 法典論争

以上の通り、先進資本主義国と対等な立場にたち、資本主義体制を

整備するのに商法の成立が要請されたわけだが、経済発展が未熟だったため、日本のそれまでの商慣習には見るべきものがなかった。そのためにすでに出来上がっている先進国の経済制度および法律制度を取り入れ、それにより実質的な諸関係を育成せざるを得なく⁸⁾、結果として当時の実態から遥かに隔たることになり、その施行をめぐる論争がまきおこった⁹⁾。

まず東京帝国大学で公布に先立つ1889年（明治22）に、慣習尊重を説く英法派と、成文法の制定が条約改正の前提を満たし私権の保護に資するという大商工業ブルジョアジーの立場にたつ仏法派の対立として現れた。続いて1890年（明治23）には国家機関内部の元老院から公布から施行までわずか8ヶ月という急速なやり方に対する異議として、1893年（明治26）までの延期を求めた意見書が提出された。また他方においては切実な利害を持つ実業家から、各地の商業会議所を通じて意見が発表された。1889年（明治22）に東京商工会では、商法制定の必要を肯定しつつも商人側の受け入れ態勢、慣習軽視等の問題点が挙げられ、施行延期が請願されている。これに対し大阪商法会議所では、外国取引を視野に入れた関税自主権の確立、すなわち条約改正の手段として、また大阪経済界の整備の必要性により商法典断行説に決定した。

商法典論争は1890年（明治23）に開会された第一回帝国議会において、まず衆議院、次いで貴族院での討論により議会議場に場を移したが、いずれの院においても延期派が大勝した。1891年（明治24）第三回帝国議会開会時点までには、会社法の制定は益々急務となっていたが、商法典修正のため1896年（明治29）までその施行を延期するという延期法案が結局1892年（明治25）に成立した。

以上の商法典論争中で会計規定部分である商業帳簿の規定については、以下のような言及があげられる。

1890年（明治23）の第一回帝国議会における「商法及商法施行条例施行期限法律案」に賛成の討論をした衆議院の田中源太郎は、商業帳簿制度について「日本では之れを…少しでも匿したと云う方の側で御

座ります。斯う云ふ事情が日本の商人農人の一般の頭の中に在ります、此の頭の真中に在る習慣を一般に斯の如く出して書現はして仕舞其の帳簿は常に人々に見せるものでは御座りませぬ」との理由で我国においては商業帳簿の規定を完全に行うのは困難であると述べている¹⁰⁾。

また、1892年（明治25）には東京法学院講師により法学新報十四号の社説として掲げられた「法典実施延期意見」中では、商業帳簿の制度は煩雑な手続きにより「多数ナル着実ノ小商人ヲ困却セシメテ投機的商人ヲ利セシムルニアラズヤ」と非難しているが、この部分に対して明治政府の法律顧問であったフランス人法学者のボアソナードは「帳簿ノ調製ハ（第一）商人自身ヲシテ其債権者ト債務者ニ対スル自己ノ位置ヲ一目瞭然ニシ、其資力外ニ義務ヲ負ハザルニ注意セシムルノ利アル。（第二）其債権者及ビ債務者ニ利アルモノナリ」であって、投機的商人を利するものではないという反論を述べている¹¹⁾。

1892年（明治25）の東京商工会議所による商法の修正を要する請願中で商業帳簿に関する規定（31条）について、原文の「完全ナル」を削り「商人ハ帳簿ヲ備ヘ之ニ日日取扱ヒタル一切ノ取引ヲ整然且明瞭ニ記入シ又月月其家事費用ノ総額ヲ記入スル責アリ」と修正した。その理由として「本文ハ『其営業部類ノ慣例ニ従ヒ完全ナル商業帳簿ヲ備エル責アリ』トアリテ特ニ其種類ヲ示サ、ルカ故ニ若シ裁判官ノ見込ヲ以テ某々ノ帳簿ハ慣例上調製スヘキモノナリト判定スルトキハ不幸ニシテ之ヲ調製セサリシ商人ハ第千五十一条第四号ニ因リ有罪破産ニ処セラルルノ虞アリ実ニ危険ナラスヤ殊ニ『完全ナル商業帳簿』ト云ヘルカ故ニ若シ偶々厳酷ナル裁判官ニ逢ハハ商人ハ大抵、皆ナ不完全ナル商業帳簿ヲ備フルトテ有罪破産ニ処セラルルノ危険アリ斯クノ如キハ未タ外国ニ於テ聞カサル所ナリ是レ右ノ数文字ヲ削除シタル所以ナリ」と述べている¹²⁾。

3. 1899年（明治32年）新商法制定

1892年（明治25）第四回帝国議会で、商法の一部修正施行の法律案が提案された。それは当時の破産制度の不備による社会への影響、商

工業発達のための信用取引を制度化する手形法の必要性に鑑み、1893年（明治26）7月1日より会社、手形小切手、破産の3法を施行、また同日から商事会社についてのみ商業登記簿および商業帳簿の規定を施行するというもので、法案は成立となった。その後ボアソナードやロesslerがフランス法を模範に起草した民法商法は、1893年（明治26）に内閣に設置された日本人だけで構成する法典調査会によりドイツ法を模範に根本的に修正され、1899年（明治32）新商法が公布、施行された¹³⁾。

新商法は旧商法に根本的修正を加えており、その修正は多岐に亘る。特筆されるのは、第一に日本実業界の共通した要望により、会社の設立につき免許主義を廃止し準則主義を確立したこと、第二は東京商業会議所の建議による要望に応じて会社の合併に関する規定を新設したことである。

ここで第1編総則第5章商業帳簿に関する規定は以下の通りである。

- 第25条 商人ハ帳簿ヲ備ヘ之ニ日日ノ取引其他財産ニ影響ヲ及ホスヘキ一切ノ事項ヲ整然且明瞭ニ記載スルコトヲ要ス但家事費用ハ一个月毎ニ其総額ヲ記載スルヲ以テ足ル
小売ノ取引ハ現金売ト掛売トヲ分チ日日ノ売上総額ノミヲ記載スルコトヲ得
- 第26条 動産、不動産、債権、債務其他ノ財産ノ総目録及ヒ貸方借方ノ対照表ハ商人ノ開業ノ時又ハ会社ノ設立登記ノ時及ヒ毎年一回一定ノ時期ニ於テ之ヲ作り特ニ設ケタル帳簿ニ之ヲ記載スルコトヲ要ス
財産目録ニハ動産、不動産、債権其他ノ財産ニ其目録調製ノ時ニ於ケル価格ヲ附スルコトヲ要ス
- 第27条 年二回以上利益ノ配当ヲ為ス会社ニ在リテハ毎配当期ニ前条ノ規定ニ従ヒ財産目録及ヒ貸借対照表ヲ作ルコトヲ要ス
- 第28条 商人ハ十年間其商業帳簿及ヒ其営業ニ関スル信書ヲ保存スルコトヲ要ス

前項ノ期間ハ商業帳簿ニ付テハ其帳簿閉鎖ノ時ヨリ之ヲ起算ス

また、第二編會社第四章株式會社第四節會社ノ計算で、株式会社に關しての計算書類、配当について規定されている¹⁴⁾。

旧商法の第一編商ノ通則第四章商業帳簿の規定第三十一条から第四十一条¹⁵⁾と比較すると、以下の個所が確認される。

- (1)第25条の會計帳簿の規定を旧商法の第31条と比較すると、旧商法では“…慣例ニ從ヒ完全ナル商業帳簿ヲ備フル責アリ…”となっており、完全なるが削除されている。
- (2)旧商法の第36条から第41条までは争訟に關しての裁判所における商業帳簿の取扱についての規定だったが、新商法では削除されている。

この修正は、前述した1892年（明治25）の東京商工会議所による商法の修正請願の中の商業帳簿に關して裁判所での取扱について言及している部分との重なりがみられる。前記の新商法の修正についての2点と合わせて、実業界の要請を汲み入れたものとなっていると考えられる。

以上、商法の公布・施行までの変遷の実態を辿ってみると、不平等条約が重要な動機の一つとなっていたことがわかる。封建制度から一気に近代化せざるを得なかった日本では、歪みを残しながらも先進諸国に追いつかなければ国としての自立が維持できないという危機感にさらされていた。しかし、当初公布された旧商法では、実態を制度に見合うレベルにまで引き上げる必要性ゆえの商法の制定という側面と、しかしながら当時の実態の水準からみた場合に強制を伴う法制定が無謀であるということの、2つの側面の矛盾は許容範囲を超えたものだった。それ故に商法典論争がまきおこったのであり、論争の内容をみるとその矛盾が明白に現れている。1899年（明治32）の修正された新商法では、日本の実業界からの要望への斟酌がみられる。

ところで、商法中の會計規定である商業帳簿制度は技術的法規¹⁶⁾

であるが、旧商法中で争訟に際しての、裁判所における商業帳簿の取扱について、かなり詳しく規定されていることは、諸外国に対する治外法権を解消し、同等な立場で商取引を行うために、会計記録技術の標準化と裁判での取扱を含めた詳細な明文化が必要だったのではないかと考えられる。江戸時代には、外部報告会計の不在のために、諸商家間の会計実践には統一性が乏しく、決算報告書の表示形式は家ごとにまちまちであった実態¹⁷⁾を鑑みると、会計に関して商法典論争で言及された問題点の中に、会計の標準化と外部報告に対しての抵抗が指摘できる。また、制度による誘導により資本主義体制におけるあるべき姿まで実態を引き上げようという商法制定の目的から考えると、会計技術の浸透を通して、個々の企業の経営意識を改革し、経営実態をも改革していくことも狙いであったのではないかと考えられる。そういった意識は、商法典論争中のボアソナードの反論中にも見る事が出来るのではないだろうか。

日本は急速に資本主義化していったのであるが、1894年（明治27）に勃発した日清戦争を挟んでの法典論争から新商法の制定に至る期間にもまた、その短期間の急速な経済発展により商業の実態が法制定を必要とするまでにすすんだことが窺えるのである。

Ⅲ. 明治期における建設業の発祥とその変遷

明治政府の殖産興業政策は、(1)旧幕藩から引き継いだ軍需産業、(2)鉱山、(3)海外から移植した各種新産業の模範工場、農場、(4)民間産業、(5)鉄道電信治水等の公共投資、の5つに区分されうる¹⁸⁾。1874年（明治7）の台湾出兵による臨時出費による財政逼迫の中でも、大久保利通は1875年（明治8）5月の意見書の中で、内務省の勸業、土木事業のための予算は、各省定額の枠を越えても増額しなければならないことを訴えている。また当時の大蔵卿であった大隈重信は、財政困難の下でも捻出しなければならない事業費の中に、鉄道・海運などの工部省事業と共に、道路・橋梁・堤防などの内務省土木事業もあげて

いた¹⁹⁾。

これら実際の施工は当初、どのような方式で行われており、今日においては一産業である建設業は当初の状況からどのように発祥、変遷し、ひとつの産業として成立していったのかをみていきたい。ここでは時系列で、1. 工事施工方式の変遷からどのように建設業が発祥したのか、2. 生業から経営へと意識が変遷していった過程、3. 会計法の制定は建設業にどのような形で影響したのか、4. 業界の三大問題とは何を指し、何に因ったのか、を時系列でみていくことによって、初期の建設業者の間でどのような経緯を辿る中から“経営的”意識が芽生え、その中からどのように経営を計数化により具現化する会計システムへの要請が発生していったのかについて考察していきたい。

1. 工事施工方式の変遷と請負業の発祥

明治2年に官制（行政組織）が制定、民部省、大蔵省、兵部省、刑部省、宮内省、外務省の6省が定められ、民部省のもとに、地理司、土木司、駅通司が設けられ、道路、橋梁、堤防、治水等に関する事務は土木司が所掌した。その後、民部省、大蔵省の合併、分離、工部省設置があり、明治10年には内務省土木局の設立があった。明治における公共投資の主眼の一つは鉄道であるが、この内務省土木局の系統とは別に工部省の所管であり、その後は逓信省の系統で扱われている²⁰⁾。

明治期の公共投資は、歴史の古い治水事業と新しい文明のシンボルである鉄道事業とがその中心であり、交通通信施設に重点がおかれていた²¹⁾。一方の中心であった治水工事である河川改修、港湾整備などは古くから公共工事として続けられてきたものであり、明治期に入っても多くは官による強い直営体制にあり、内務省の直轄直営工事であった²²⁾。直轄方式とは、工事の企画者である発注者が自ら工事組織を支配し、資材、機械類の調達から、労務募集、管理までの全てを行う方式である。また、直営方式とは直轄方式に請負色を加えたもので、発注者が業者と労務提供契約を結び、工事に必要な労働力を提供

させるものである。これら2方式に対して請負は、建設業者が工事の完成を約束し、発注者はその完成物に対して代金を支払う事を前提とする契約方式である。この請負が、工事の施工方式に採用され制度として定着していくことにより、近代の建設システムに建設業者が組み入れられていったのである²³⁾。

ところでこの請負施工方式はいつ頃発祥したのだろうか。土木・建築請負のはじまりについて、昭和17年に東京土木建築工業組合が主催した座談会において、当時鹿島組（現鹿島建設株式会社）会長であった鹿島精一氏が以下の通り述懐している。“神奈川県庁ができたときに、神奈川県に定式請負人というものができた。現在の清水組、高嶋嘉右衛門、それから私ども鹿島の先代、この三人が定式請負人で、県庁の仕事をし、併せて外国商館などをこしらえた。これが建築請負人の始まりだろうと思います。（中略）それから土木の方は前にいったように、旧幕時代は皆夫役工事であったのですが、明治になって、京浜間、阪神間に鉄道ができるときに初めて請負というものができまして、その当時関東では、現在はありませんが、杉井組というのと、高嶋嘉右衛門さんあたりがこの仕事に従事し、西の方では鉾山をやっている藤田伝三郎さんの藤田組などが初めてやったように聞いております²⁴⁾”。

この明治期に始まった鉄道敷設は、まず中央集権化を図った政府にとって、重要な意味を持っていた。明治政府の重点的施策の一つは、旧幕時代以来の交通・通信制度を中央集権的意図の下、近代国家の経済的、社会的要請に添うものに改変、再編することであった。それは封建的諸制度（諸道の関門等）を廃止し、首都を中心とする全国的な交通・通信網を整備するということである。このため早い時期に郵便・電信事業を官営化することなどが行われたが、人、物の運搬や情報の交流に便利な鉄道網を整備することは、優先プロジェクトであった²⁵⁾。わが国で最初に敷設された鉄道は明治5年着工の東京・横浜間であったが、当時はその技術を持つ日本人がいなかったため、英国人エドモンド・モレルを建築師長とし、また外人職工数十人を雇入れ

た²⁶⁾。施工に必要な人夫は安く無尽蔵に集められたが、それ等の人夫は全く組織も訓練も経験もなかった。そういった素人であり協働意識も無い労働者を、言語不通の外人技師の指図に従って、役人が駆使するのであるから、非効率この上なく、工程は遅々としていたのである²⁷⁾。膨大な鉄道敷設を全てこのような直轄方式で行うのは甚だ効率が悪かったため、施工主である政府側が資材を支給し、職人、労働者の手配・編成能力を持つ者が労働力供給をするという直営形式を取っていくようになったが、その中で変形が見出せる。賃金を実労働時間ではなく、仕事量の単位で支払う切投げがその一つであった。切投げでは履行期限、工事数量、危険負担などの条件を明確に契約するわけではなく請負とはいえないが、切投げが部分的な請負に転化し、やがて請負という方式に発展していった²⁸⁾。

前述の座談会で鹿島精一氏は土木請負人の起源について、“旧幕時代参勤交代あたりに人夫を出して、多勢の人の道具を運ばせる人入れ稼業というものがあつた。有馬組の先代などは、その人入れ稼業を旧幕時代からやった人であります。明治政府がそういう人の始末をするために、請負人というものができたのと、それから、昔はご承知の通り侠客というものがたくさんいましたので、これを何とかして正業に就かせて、これらを撲滅するために土木工事の請負人に侠客連中を使うことにしたのであります²⁹⁾。”と言っているが、初期の鉄道敷設の施工を担った請負業者がそこに至るまでの経路は、3つ考えられるようだ。一つは請負業の発生系路としては言わば正統的なものである、親方・弟子・職人という労働組織の中で、次第に資本家的なものに変質した親方である。文化元年（1804年）創業の清水組、天保11年（1840年）創業の鹿島組をはじめ歴史の古い建設業者は、この系統に属すると思われる。次には鹿島氏の述懐にある通り、江戸時代当時、各地方の大名が国許と江戸を往復する道中、或いは江戸滞在中臨時に必要な人足を供給する職業として、人入れ稼業（労務供給業）が発生したものが、明治以降における土木業者の一つの母胎となったものである。また同じく鹿島氏の言にある、明治になってから新政府が

旧幕時代に発達して大きな勢力となっていた侠客連中を正業に就かせる意図から彼等の多くを土木請負に向けたと言う経路である。その他、明治の初期に鉄道の仕事で大いに名を成した杉井組の如く火消鳶から請負業に転じた例もある³⁰⁾。明治期の主な鉄道敷設工事とその施工方式、主な請負人については表1の通りである³¹⁾。

2. 生業意識から経営意識に至る変遷

以上みてきたように明治期の鉄道工事を契機として請負方式が導入され、土木建設業者の存立基盤をつくったわけだが、請負という概念が明確に規定されたのは、明治29年公布の民法典においてである。

前述座談会での鹿島氏の言によれば、初期の鉄道工事における施工主と請負業者の関係は、“私共の親父が鉄道の仕事を始めたのは明治13年であるが、当時は請負といっても損をすれば後で金を増して呉れるような形で、今の請負とは余程ちがう。したがって入札などということじゃなく、何れも特命で仕事を言いつかって、それを仕上げて益々損をしたということが時の井上鉄道頭あたりに分ると増しても呉れたらしい³²⁾。”というように、旧態依然としたものだった。鉄道工事での請負側は明治10年代には藤田組、杉井組、鹿島組、吉田組、近松組、稲葉組など、20年代になると業者も大分増えて、久米組、太田組、志岐組、橋本組、小松組、間組、西松組などが活躍していたのであるが、これらの業者の多くはそれぞれに縄張りを持ち、余り競争もせず特命で仕事を受け、請負とはいえ、損をすれば値増しもやってもらえると云う恩情的な関係を鉄道工事施工当局との間に持っていた。しかも、扱う金額が大きかったから相当の利潤もあり、決して悪い稼業ではなかったらしい³³⁾。このような前近代的な取引関係の中からは、近代的な経営意識の醸成は難しい。同じく鹿島氏は、“建築の方は別ですが、土木の方は今申したとおり、明治の初めにかなり大きな仕事があり、請負人も相当ありましたが、割合にその興廃がひんぴんとありました。ずいぶん古い請負人の方でもあるいはほかに転業したり、あるいは全く業をやめたり、またはほとんど没落して跡を断ったりして、非常に変遷極まりないのが請負人の常でありました。この

表1 明治期の主な鉄道敷設工事

敷設区間	着工	開通	契約方式	主な請負人	備考
東京・横浜	明治3年3月	明治5年9月	大体直営主義、一部切投げ	高嶋嘉右衛門、山中政次郎、梅田半之助	初めての鉄道工事で全て外人技師の指導監督
大阪・京都	明治6年12月	明治10年2月	直営を原則とし、人夫供給請負、切投げ請負	藤田伝三郎	
京都・大津	明治11年8月	明治13年6月	直営形式による切投げ請負	藤田伝三郎、小川勝五郎	邦人の設計施行になる最初の鉄道工事
敦賀線	明治13年4月	明治17年4月	直営形式	吉田寅松、鹿島岩蔵、藤田伝三郎、小川勝五郎	
東京・青森	明治15年6月	明治20年12月	切投式手問請負、競争入札請負、特命請負	高嶋嘉右衛門、鹿島組、小川勝五郎、吉田組、有馬組、杉井組、永野屋、早川組、大倉喜八郎等	日本鉄道会社線
直江津線	明治18年7月	明治21年12月		鹿島組、吉田組、鉄道土木現業社	
東海道線	明治19年11月	明治22年7月	隧道、橋梁を除き全て請負、概ね特命	鹿島組、有馬組、杉井組、現業社、沢井組、佐藤組、吉田組、日本土木会社、吉山組等	
讃岐鉄道	明治21年4月	明治22年5月	入札	大林組	一本立ちの元請としての最初の鉄道工事
筑豊興業鉄道	明治23年8月			日本土木会社、吉田組、鹿島組、間組	
奥羽線	明治26年7月	明治38年9月		橋本店、千葉達平、杉井組	
津・宇治山田	明治26年2月	明治30年11月		志岐組	参宮鉄道
篠ノ井線	明治29年10月	明治35年12月		星野組	
八王寺・名古屋	明治29年4月	明治44年5月		菅原恒賢、太田組、鹿島組、大倉組、杉井組等	中央線
宮崎線	明治44年2月	大正5年10月		西松組、間組、稲葉組、早川組、岩崎組等	

* 飯吉精一編著『建設業の昔を語る』204-228頁より作表

原因は何かといろいろ考えて見ますと、とにかくその当時としては割合に大きな金高を背負っており、たとえば月に一回、その月分の仕事をした高を支払って貰うと、その当時非常に金の安い時代でも何万円という額に達している。しかもこれを払うときには、毎日の人夫の支払とか、材料を買うのに払うとかいうふうで、払う方は少しずつ払って、受け取る方はまとまった金を貰う。普通の商売ならば、仕入れのときに沢山金を払わなければならない、そうして入ってくるのは売上で、ぼつぼつ入ってくるから、金の有難味が頭に非常にしみ込むのです。しかし、請負人の方は入るときにどっさり入るから、つい金銭に対する考えかたが放漫になって、ごく綿密に貯蓄するという考えより、使う方が多くなる³⁴⁾。”という指摘をしている。この指摘にはその頃の業者の収益と費用についての意識が表れている。多くの請負業者には請負工事毎の収益とその工事の収益を得るために費やさざるを得ない費用、その差額により利益を出す、というような意識は芽生えておらず、いわゆる井勘定だったことがわかる。

一方で、鉄道建設事業が次第に全国に広がりコンスタントで規模の大きい市場になっていく中で、工事の担い手に新しい層が参入してきた。鹿島氏が言う所の“普通の商売”を生業とする商人層の中に、新しい成長市場に参入しようとする者がでてきたのである。こういった商人層には近代的な組織力や事業運営能力が既に培われており、本格化する鉄道建設事業の請負に、徐々に新興商人の勢力が広がってきた。既に京浜間の工事でも、六郷川以南の工区に関しては、横浜の豪商高嶋嘉右衛門がほぼ取り仕切っていたようであるし、京阪間のそれでは、大阪を代表する商人藤田伝三郎が中心となって進められたという³⁵⁾。

そのような流れの中から、当時の有力商人であった大蔵喜八郎、藤田伝三郎、渋沢栄一等が出資し、公称資本金200万円である有限責任日本土木会社が明治20年に設立された。またこの時期に他にも帝国工業会社、大日本建築会社、明治工業会社といった大資本の請負会社が設立されている。明治工業については不明であるが、前二社はいずれ

も資本金百万円である。一挙に数百万円の資金が土木建築請負業の株式に投資されたのである³⁶⁾。

この大日本土木会社の発起人である大蔵喜八郎は新橋駅工事の一部、東京・青森間の日本鉄道会社線工事の一部を請負っており、また藤田伝三郎は大阪・京都間の鉄道工事を請負っていた。有力な請負業者であった二人が会社の立ち上げにあたり、当時の経済界の有力者であった渋沢栄一にも出資を要請したのである。日本土木会社は、当時の工部大学校卒業生など高等教育をうけた土木・建築技師たちを多数抱え、良質な工事を施工するための各種のマニュアルを整備するなど、当時としてはめずらしい近代的体裁をそなえた大企業であった³⁷⁾。このように資本主、経営者、技術者がそれぞれ当時のトップレベルであり、所有と経営を分離し、組織と資本力による合理的経営を目指したという、会社法人による請負企業の発祥と言ってよいものであった³⁸⁾。それまでは個人創業により個人裁量での個人経営が主だった建設請負業が、多額の資本による組織的な経営活動の対象となったはじまりである。“町の棟梁が次第にその得意場を請負業に蚕食され、一介の職人の親方に追いやられたのは、資本主義経済の影響が建築事業の上にも及んだことを意味する。私の子供の時分には、こうした社会の機構が変化しつつあるところで、昔の制度と習慣とが漸次失われてゆき、町の小棟梁という階級は影が薄くなり、請負人の下請か、職人かに転落してゆき、それに反し、請負師は、官衙や銀行や会社の発生、発達と同一歩調をもって大きくなり、余勢を駆って町の棟梁の職分にも進出してきた”と述懐する当時の棟梁の話は、建築職人が請負業に組みこまれていくその過渡期の実感を持っている³⁹⁾。

このような動きは、政府が1886年（明治19）当時、明治当初からの官庁関係工事の直営施工方針を引き継ぎ、各省建築の統一を計ると言う趣旨で臨時建築局を設置して各省の建築工事全般を経営しようとしたことにきっかけがあった。ところが臨時建築局を設置してみると、財政面や施行能率の点で種々の支障が生じ、当初の目的を遂行するのは困難だと言うことが明白になってきた。そのため政府も従来の直営

方式に検討を加えざるを得なくなり、財界の顔役を招いて「有力な経験者の合資で設立される営業者があれば、諸官衙の主要な土木建築工事を設計と共に請負わしてもよい」という内命を授けたこと⁴⁰⁾が日本土木会社創立の契機となっている。

この建設請負業を巡る新しい展開は、成長性があり参入し易い市場に競争優位性を備えた有力企業が登場する、という近代的な資本主義市場の形成の第一歩とみえ、建設請負産業に属する個々の企業が、近代的経営へと脱皮していく因とも成り得た。しかし実際はそのような公正な競争市場への一企業の公正な新規参入ではなく、上記の通り政府からの裏情報とそれによる取引という、発注者依存の前近代的な設立動機であった。しかも当初の目論見がはずれたため、意外に早く市場から去ることになった。

3. 会計法制定による市場の改革

日本土木会社は1892年（明治25）に解散した。その直接の原因となったのは、明治22年の会計法の公布だった。請負契約はのちに民法典で規定されるのだが、民法論争によってその公布が遅れたこともあって、政府が発注する工事契約方式の定めの方が民法より一歩先に施行された⁴¹⁾。1889年（明治22）公布の会計法第八章政府ノ工事及物件ノ売買貸借は以下の通りである。

第八章 政府ノ工事及物件ノ売買貸借

第二十四条 法律勅令ヲ以テ定メタル場合ノ外政府ノ工事又ハ物件ノ
 売買貸借ハ総テ公告シテ競争ニ付スヘシ但シ左ノ場合ニ
 於テハ競争ニ付セス随意ノ約定ニ依ルコトヲ得ヘシ

第一 一人又ハ一會社ニテ専有スル物品ヲ買入レ又ハ借入ル、トキ

第二 政府ノ所為ヲ秘密ニスヘキ場合ニ於テ命スル工事又ハ物品ノ売
 買貸借ヲ為ストキ

第三 非常急遽ノ際工事又ハ物品ノ買入借入ヲ為スニ競争ニ付スル暇
 ナキトキ

第四 特殊ノ物資又ハ特別使用ノ目的アルニ因リ生産製造ノ場所又ハ
 生産者製造者ヨリ直接ニ物品ノ買入ヲ要スルトキ

- 第五 特別ノ技術家ニ命スルニ非サレハ製造シ得ヘカラサル製造品及
機械ヲ買入ル、トキ
- 第六 土地家屋ノ買入又ハ借入ヲ為スニ當リ其ノ位置又ハ構造等ニ限
アル場合
- 第七 五百円ヲ超エサル工事又ハ物品ノ買入借入ノ契約ヲ為ストキ
- 第八 見積價格二百円ヲ越エサル動産ヲ売拂フトキ
- 第九 軍艦ヲ買入ル、トキ
- 第十 軍馬ヲ買入ル、トキ
- 第十一 試験ノ為ニ工作製造ヲ命シ又ハ物品ヲ買入ル、トキ
- 第十二 慈恵ノ為ニ設立セル教育所ノ貧民ヲ傭役シ及其ノ生産又ハ製
造物品ヲ直接ニ買入ル、トキ
- 第十三 囚徒ヲ傭役シ又ハ囚徒ノ製造物品ヲ直接ニ買入ル、トキ及政
府ノ設立ニ係ル農工業場ヨリ直接ニ其ノ生産又ハ製造物品ヲ
買入ル、トキ
- 第十四 政府ノ設立シタル農工業場又ハ慈恵教育に係ル各所ノ生産製
造物品及囚徒ノ製造物品ヲ売拂フトキ
- 第二十五条 軍艦兵器弾薬ヲ除ク外工事製造又ハ物件買入ノ為ニ前金
払ヲ為スコトヲ得ス⁴²⁾

結局これは、政府との契約は法律や勅令で定めるほかはすべて公告して競争に付すという一般競争入札を原則とし、例外として随意契約によるとしたものである。即ち、今までの工事毎の特命発注、また取引金額については請負業者の経営能力に合わせた調整を行うという、前近代的な需要側と供給側との関係を根底から転換することになったのである。それまでは工事毎の原価とそれに対する収益、という意識も低かった業者間でいきなり価格競争を余儀なくされたことになる。当時の業界の状況を鹿島氏の談から拾ってみると、“ことに、会計法ができて競争入札になってからは、つい安い仕事を取って失敗したような人もあります。そのうえ建築のようなものであれば、ちゃんと必要な数量もきまっておき、手間もきまっているからそう見積もりに間違いはないけれども、土木の方は土質の硬軟とか、トンネルを掘って

も岩が硬いとか柔らかいとか、また橋梁の工事をするにも根掘りに水が出るとか、いろいろ未知な分子が沢山あるので、予想と全く反対の結果になって失敗を招くこともあります。また、土質とか山の岩石の硬軟などということは頭で判断してやることであるから、仕事を取ろうと思えばいい方へいい方へと頭が向いて、この値段でも他人に取られるかと考えると、つい無理な値段で入札して失敗を招くようなことがあります⁴³⁾。”ということになる。

そもそも請負業とは完成製品の取引ではなく、完成を請負うという契約を交わすのであるから、その契約が完成品の価格の競争により決定されるのなら、工事原価の正確な見積能力は経営上の必須事項となる。しかしそれまでは、土木工事についてのリスク計算を加味して原価を割り出すような詳細な見積は行っておらず大掴みな見積による請負であった。施工側が後から売買価格の調整を行ってくれる環境では、そのやり方で充分だったのである。しかし会計法の導入により、供給側である請負業者間には急激な興廃が起こり、完成品市場ではないために需要側も含めた市場全体が、かなり混乱したのである。

まだ近代的経営とは乖離があった業界に多大な影響を及ぼす会計法が、何故この時期に制定されたのだろうか。ここで、Ⅱでみてきた商法典が成立した1899年（明治32）を違う角度からみると、列強との条約改正が発効した年であり、前年の1898年には民法典が施行されており、1910年代初期までの時期を含めて、いわば近代国家法体制が全面的に確立された時期として、「(明治) 32年体制」とよばれている⁴⁴⁾。このように近代国家法体制が確立したということは、支配のあり方が、恣意的で私的であった封建的社会から、公準による制度的なものである近代社会へと完全に移行したということである。政府の施策の殖産興業の一翼を担い、国家の財政支出の高い割合を占める社会資本の整備の現場においてはなおのこと、恣意的で私的な支配が一掃されたことを内外に示す必要があり、それを明文化したのが会計法における規定だったといえる⁴⁵⁾。商法制定の際と同様、既にある程度実態として先行している経済取引を反映した上での法統制ではなく、外部に

対して日本の経済社会が世界標準システムに拠っていることを示すものであった。

しかし商法制定の経緯と相違して、法制定の推進派と実態がそこに追いついていないことを危惧する反対派との十分な論争が無く、ということつまり、実態の乖離の程度やその上での法制定の必要性が明確にされることが無いままに導入されたことになる。大日本土木会社の設立の契機であった政府の内命をみると、政府内での推進派と反対派の調整も行われていなかったことが想像できる。大日本土木会社は政府からの大量注文を特命により請負うことを狙って設立されたのであり、この業者選定方式を転換した会計法の制定により、当初の多額の資本金に見合うだけの売上がたたなくなり、解散に追いこまれたのである。

あまりに急激な業者選定方式の変更は、発注者側にとっても新興業者の請負能力の判断、またダンピングによる完成時の品質問題等、様々な問題をもたらす事になった。結局、明治33年に以下の勅令第二百八十号により、業者選定方式は再び変更されたのである。

政府ノ工事又ハ物件ノ購入ニシテ無制限ノ競争ニ付スルヲ不利トスルトキハ指名競争ニ付スルコトヲ得
前項ニ依リ契約ヲ為シタルトキハ事由ヲ詳具シ直ニ各省大臣ヨリ會計検査院ニ通知スヘシ⁴⁶⁾

この勅令により、公共工事の発注が一般競争入札から指名競争入札制度へと変更されたのである。

4. 建設業界の三大問題

この業者に直接で多大な影響を与える会計法の公布に、論争がなかったこと自体が、それまでの需要側である施工主と供給側である建設請負業者との関係性の表れとも取れる。建設業者はそれまで資本主義経済市場の中で自立していたのではなく、需要側である政府のいわば下請であり、力関係は歴然としていた。契約方式における変更を法律によって制定されるという経営上の死活問題についてであっても、対等な議論を行ったり、意見を拝聴される立場ではなかったのでは

る。このような力関係は、後の大正期にはその解消のために全国的な組織を作る必要性からの業者連合結成にまで影響を及ぼした、いわゆる業界の三大問題にも明白に表れている。この三大問題と云われた、(1)保証金制度撤廃、及び片務契約の改善、(2)営業税の撤廃、(3)被選挙権の獲得⁴⁷⁾、の中から、ここでは明治期からみられた片務契約と営業税についてを詳しくみていきたい。

会計法の公布により、発注側の政府と請負業者の間に契約書を取り交わす慣習ができ、会計法を基礎に各省庁では独自の契約内容を定め、官公庁の建設請負契約の原型の誕生があったが、建設請負業者が片務性と主張する諸点は、請負人の危険負担の問題、仕事の完成義務および代金支払義務に関する法律的な不平等、工事中止・変更・解除などの場合の不十分な賠償規定などである⁴⁸⁾。その当時の契約書ではないが、明治13年に着工された敦賀線の鉄道敷設工事に関しての“請負人心得書”は以下の通りである。

- 一、請負人は其請負仕事の内幾廉かを他人に下請さずは勝手次第なれども、当局へ対しての約束万端は何処迄も請負人の引受けたるべし。且つ自儘に請負の総体を他人に譲り渡すは禁止たるべき事。
- 一、請負の仕事本文の仕様と違ふか又は其仕方宜しからざるに付、当局より其旨申達すとも到底其達に応ぜざる時は勿論定約に背きたるもの故、時宜により其仕事を差止め更に余人に申付る事も可有之に付兼て此旨心得居可申事。
- 一、定約日限り其工事仕上るべき手筈致有之とも、若し当局の手都合機関車を備え付けべき運に至りたる時は、必ず機関車にて土砂等を運送することを拒むべからず。勿論其機関車往復に付ての入費は請負人より弁済すべき事。
- 一、切取並に築堤の落成はセクションの通り線路敷並馬踏を仕上げ両腹芝付済の見分を受けたる日を以て落成と認むべし。尤も請負人の手離れは落成の日より六箇月の後とす。故に未だ手離れ相成らざる場所の破損修繕は請負人の自弁たるべし。且つ落成

の見込を受くるは長さ一哩以上仕上げし時に限るべき事。

一、当局セクションに掲げたる土砂岩石切取築堤の坪数は本式にて計算し、其正当を得たるものなれば、之に順うべきは勿論なれ共万一請負人に於て承状し難き訳柄も有之ば、其仕事に取掛らざる前に其訳柄を申立つべし。其時は実地に付て其仔細を吟味すべし。左も無之落成の後に相成り当局測量の精粗を申立つとも最早や其吟味すべき跡形無之に付き、一切取り上げざる事。

一、証拠とすべき絵図は当局より下渡せしものを受負人方にて写し取らば其場所の管轄の技手に差出し其認め印を受け置くべし。左も無之ば証拠とならざる事。

一、請負賃金の渡方は其出来形に応じ、其金高の八分を内渡すべし。残り二分金は落成の日より六箇月後に払渡すべし。

但し請負人方にて金繰の都合も有之に付、其望み次第一箇月に三度迄は下け金いたし不苦。

一、請負の約束を取結びたる時は抵当として請負金高の一〇分の一を当局へ預り置き定約日限の通り工業落成せば賞与並に利息として抵当金に五割の金を添へ（たとえば抵当金一万円なれば五千円の金を添うるの割）返し与うべし。

万一定約の通りに工業落成せざる時は過怠の爲め其抵当金を当局へ没収し、且つ残仕事を差止める事も可有之。尤既に仕上げたる丈の賃金は払い渡すべし⁴⁹⁾。

これは会計法の公布の9年前であるが、官公庁などの発注体ではそれぞれの機関ごとに標準契約書式を定めている例が多かったが、何れも明治初期に多く行われていた「請負人心得書」あるいは「請負命令書」の流れを汲むもので、発注側の指示による請負人の義務のみが掲げられているだけの、著しく請負側に片務的な内容であった⁵⁰⁾ ようで、これに準ずるものだったと考えられる。

もう一方の営業税は、1896年（明治29）に日清戦争後の税収増加策として立法されたものである。その税額は24の業種について資本金・売上高・収入額・報奨金・従業員数などで、業種別に定められた税率

により計算された。この24種の業種と課税標準、課税率については表2の通りである。これでわかる通り、建設業の税率は費用を考慮しない売上金額に係るものであり、同じく税率が売上金額に係っている物品販売業者と比して高く、そのうえ人頭税も課せられていた。

表2 営業税を賦課される業種と詳細

業種名	課税標準	税率
物品販売業	売上金額	卸売りは0.05% 小売は0.15%
	建物賃貸価格	4%
	従業者	一人毎に¥1
銀行業、保険業 金銭貸付業、物品貸付業	資本金額	0.2%
	建物賃貸価格	4%
	従業者	一人毎に¥1
倉庫業	資本金額	0.2%
	建物賃貸価格	2%
	従業者	一人毎に¥1
製造業、印刷業、写真業	資本金額	0.15%
	建物賃貸価格	4%
	従業者	一人毎に¥1
	従業者の内、職工労役者	一人毎に30銭
運送業、運河業、棧橋業、船渠業、船舶碇繋場業、貨物陸揚場業	資本金額	0.25%
	従業者	一人毎に¥1
土木請負業、労力請負業	請負金額	0.2%
	従業者	一人毎に¥1
席貸業、料理店業	建物賃貸価格	6%
	従業者	一人毎に¥1
旅人宿業	建物賃貸価格	4%
	従業者	一人毎に¥1
公ナル斡旋業、代弁業 仲立業、仲買業	報償金額	¥100毎に¥1
	従業者	一人毎に¥1

*「明治29年3月 法律第33号」をもとに作表

これらの問題の真因は一つには前述の通り、実態としては発注者である政府の下請だったという当初の力関係が反映されているものと考えられる。この関係は会計法の制定により変わらざるを得なかったのであるが、特に発注者である政府側の関係性に関する意識は、当初のまま残っていたことが窺がえる。またその他の片務契約問題の真因としては、請負業である建設業の産業特性が考えられる。建設業は完成

品による製品市場ではなく、受注請負生産業である。そのため、発注者側では常に契約先の請負業者の工事施工能力の有無についてを判断する必要がでてくる。明治初期の工事のように特命契約である場合は、それほど大きな支障も無かったわけだが、市場が大きくなるにつれ、特に会計法が制定されて新興業者も参入できるようになってからは、請負能力の判断の必要性がでてきたわけである。しかし明治期には明確な業法が存在するわけでもなく、業者登録があったわけでも無かった。どの業者にもあてはめられる、明確で客観的な指標がなかったわけで、それに代わるものとして能力が無い場合には一方的に負荷を負わなければならないことを明白にする意味での片務的な契約内容であったと思われる。

こういった二つの点から、業界の問題が発生したと考えられる。

IV. おわりに

明治期、政府の保護の下で発展してきた産業群では、その保護の代償として会計報告が早い段階から義務付けられていた。それは当初は政府側の経営状態を計数により把握することの必要性のためのものという、規則に沿った義務としての面が勝っていたのではなかっただろうか。保護されてきた産業群では、政府による経営への直接的な関わりから次第に離れ国際取引にさらされて行く中、いわば自立の過程の中で、自生的に計数による経営状態の把握の必要性が興ってきた。それは商法制定までの過程における実務者の団体である商工会議所の建議の中にも現れている。

政府の下請的立場から自生的に発生した建設業は、その育成のために政府により保護を受けてきた産業群の対極にあるといえるが、保護産業と同様、市場での自立は果たしていなかった。その発祥時では実態としては政府の下請という立場であり、そこから一産業として徐々に発展したのである。政府にとって当初は会計報告による統制の必要性から程遠かったであろう建設業において、会計による経営実態の計

数的把握が、三つの因によりむしろ建設業者の方から自生的に必要となってきたという考察は可能である。

一点目は、条約改正を遠因とする会計法の制定である。この会計法の制定は、地場産業であっても競争入札という一種の国際水準を導入することが回避できない経済社会の流れがあった事を示している。この会計法の制定は、建設業を営む個々の企業にとって、政府のある種の保護下を離れた経済的自立の過程への第一歩であったはずである。急激に価格競争へと巻き込まれることによって、それまでは希薄だった原価意識を持たざるを得なくなり、収益に対する費用という意識を含めた、経営意識の改革が急速に行われたと考えられる。

二点目は請負業という、発祥の時点から特質づけられている建設業の産業特性に起因していると思われる。会計法の制定により、競争入札による業者選定という公正な市場が形成されることで、発注者側は請負業者の施工能力を判断する必要性に迫られることになるが、判断の具体的な指標がないがため、片務契約という代替方法を取っていたと考えられる。建設請負業者が片務契約に異議を唱えるならば、業者の施工能力を判断可能とする何らかの指標を示す必要がある。保護産業群が経営の現状を示すのには会計報告に依ったのであり、同じように経営の現状を計数表示することによって施工能力を指標化することは片務契約の代替案の一つと考えられる。

三点目は営業税の課税標準が売上高であったことからきている。経営上の非常な圧迫となる理由は、損をしても売上高によって税金がかかることにあり、収益と費用、その差額という概念を持たざるを得ない状況が営業税の規定により起ってきたといえる。

このうちの二点目の片務契約は、一点目の会計法の制定という動因からの派生により起った問題である。会計法の制定が、公正な市場形成を誘因し、公正な市場が施工能力判断の必要を誘因したのである。そのように考えていくと、会計法制定の原因である外圧が結局は、会計という計数把握の必要性の遠因であるということになる。

資本主義化に遅れを取った日本では、商法制定について、また最も

近代化が遅れた産業のひとつである建設業の経営状況の計数的把握の必要性についても、先進資本主義諸国からの圧力がその契機となっていたのである。

以上みてきたように、明治期にその萌芽が見られた建設業における会計の、大正期、昭和期での発展とその整備については、稿を改めて明らかにしていきたい。

※本稿の資料全般にわたっては、札幌大学図書館情報サービスの森俊司氏に大変ご尽力いただきましたことを深く感謝申し上げます。

注

- 1) 戦後建設業を規定する会計制度については高橋伸子「建設業を規制する会計制度、企業評価制度の変遷」(『札幌大学女子短期大学部紀要』No.38 [通巻57号] 2001年9月、87-119頁を参照されたい。
- 2) わが国で財務諸表が初めて制度化されたのは、「国立銀行定期報告差出方規則」であり、国立銀行の報告書について大蔵省が編成したものとなっている。詳しくは、久野秀雄『わが国財務諸表制度生成史の研究』昭和62年、学習院大学、1-15頁
- 3) 正田健一郎、作道洋太郎編『概説日本経済史』1978年、有斐閣選書、219頁
- 4) 高田晴仁「旧商法典」、奥島孝康教授還暦記念論文集編集委員会『近代企業法の形成と展開』所収、1999年、成文堂、28頁
- 5) 高田、前掲書 21頁
- 6) 高田、前掲書 22頁
- 7) 三枝一雄『明治商法の成立と変遷』1992年、三省堂、69頁
- 8) 三枝、前掲書 82頁
- 9) 法典論争についての経緯は、三枝、前掲書 83頁-114頁による。
- 10) 三枝、前掲書93頁で『大日本帝国議会誌』第一巻515頁からの引用とされている部分による。
- 11) 三枝、前掲書101-103頁
- 12) 三枝、前掲書 109頁
- 13) 三枝一雄「新商法」、奥島孝康教授還暦記念論文集編集委員会『近代企業法の形成と展開』所収、1999年、成文堂、45-50頁
- 14) 内閣官報局編『明治年間 法令全書 第三十二巻-2』昭和57年、原

書房

- 15) 早稲田法政学校出版部編『舊法集』昭和5年、早稲田法政学校出版部
- 16) 杉村敏正 天野和夫編『新法学辞典』1991年、日本評論社の「技術的法規」の項に(1)として、“法律技術上の要請に基づいて設けられた法規の例えば期間の計算に関する規定や定義的規定”とある。
- 17) 西川登『三井家勘定管見』1993年、白桃書房、33頁
- 18) 梅村又次 中村隆英編『松方財政と殖産興業政策』東京大学出版会、1983年、29-30頁
- 19) 梅村、前掲書、40頁
- 20) 土木学会編『新体系土木工学49 社会資本と公共投資』技報堂、1981年、95-96頁
- 21) 土木学会、前掲書、100頁
- 22) 建設業を考える会『にっぽん建設業物語—近代日本建設業史』講談社、1992年、59頁
- 23) 日本土木建設業史 編纂委員会『日本土木建設業史 』(社)日本土木工業協会、2000年、20頁
- 24) 飯吉精一『建設業の昔を語る』技報堂、昭和43年、1頁
- 25) 日本土木建設業史 編纂委員会、前掲書、14頁
- 26) 日本工学会編『明治工業史 3 鉄道編』原書房、23、121頁
- 27) 飯吉、前掲書、243頁
この事情については、日本工学会編、前掲書、122頁にも“本區間に於ては特記す可き大工事闡工事なしと雖、前古未聞の事業にして且、建築師長以下職工に至るまで凡て外人にして其の總数七十餘人に達し、邦人にして鐵道建築に經驗あるものなく、又英語を能くするもの少く、僅かに此等外人の指揮命令に従ひて勞役に服するが如き状態なりしを以て、其の間意思疏通せず、爲に工事以外に於て種々の困闡を極めたるは想像するに闡からず。”とある。
- 28) 30頁-35頁
- 29) 飯吉、前掲書、2頁
- 30) 東京建設業協会編『建設業の五十年』槇書店、昭和28年、230頁
- 31) 表1で契約方式の空欄の部分は、本文中にその説明が無い為だが、東京・青森間の建設について“この時代になると請負形式は、切投式手問請負、競争入札請負、特命請負と、いわゆる、本格的な請負に発展する。”とあるので、これ以降はそれに準ずると考えられる。
- 32) 東京建設業協会、前掲書、240頁
- 33) 東京建設業協会、前掲書、250-251頁

- 34) 飯吉、前掲書、5頁
- 35) 岩下秀男『日本のゼネコン—その歴史といま—』相模書房、平成9年、46頁
- 36) 岩下、前掲書、63頁
- 37) 建設業を考える会、前掲書、52頁
- 38) 岩下、前掲書、56頁
- 39) 建設業を考える会、前掲書、43頁、明治22年（1889）生まれの棟梁・竹田米吉による『職人』から抜粋されている。
- 40) 東京建設業協会、前掲書、248頁
- 41) 建設業を考える会、前掲書、53頁
- 42) 内閣官報局編『法令全書 第二十二卷ノ一 明治22年』原書房、1985年、明治二十二年二月法律第四號
- 43) 飯吉、前掲書、6頁
- 44) 池島宏幸『大企業支配体制の法構造』日本評論社、1987年、17頁
- 45) 岩下、前掲書 70頁に考察が以下の通り述べられている。「維新後の藩閥政治は、明治初期の貧困な財政のなかで、政商と言われた特定の民間有力資本との間の、言わば有無相通ずる提携関係を産業政策の軸にせざるを得なかった。またそれなりに殖産興業の成果を挙げたとも言えるが、貨幣制度も整い、市場経済の基礎的環境が形成された段階では、欧米先進国に伍して、政府会計の透明性を、形の上で示す必要があったと考えられる。」
- 46) 内閣官報局編『法令全書 第三十三卷ノ三 明治33年』原書房、1983年
- 47) 東京建設業協会、前掲書、290頁
- 48) 菊岡俱也『建設業を興した人びと—いま創業の時代に学ぶ』彰国社、1993年、74頁
- 49) 飯吉、前掲書、248頁
- 50) 岩下、前掲書、107頁